

平成27年度 緑区社会福祉協議会事業計画

基本方針

緑区社会福祉協議会は制度にあてはまらない人のニーズを丁寧に拾い、個々の課題に対応しながら、それらを地域福祉課題として顕在化させ、地域住民と一緒に新たなサービス、事業の開発を進めてきました。

しかし、高齢化による福祉ニーズの増大、生活困窮や社会的孤立といった今日的課題は顕著になっています。サービスで対応困難な相談に対しても、まずは組織として受け止め、相手の立場に寄り添った姿勢をもって課題解決に向けた取組を進めていきます。

計画の柱としては、区役所、地域ケアプラザと協働して住民主体の「みどりのわ・ささえ愛プラン」「身近な地域でのつながり・支えあい活動」を推進し、今日的課題を解決するために、次の重点取組項目を定め、事業を進めます。

<重点取組項目>

I 「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進策定

「みどりのわ・ささえ愛プラン」第2期計画の推進と第3期計画の策定を、区役所、地域ケアプラザ、地域住民と協働して行います。また、地域の中で生じる課題を発見できる「場」、解決を協議できる「場」として地区別計画推進策定委員会を支援します。

- 1 地区別計画の推進及び第3期計画策定の支援を行います。
- 2 区計画の推進及び第3期計画の策定を行います。
- 3 区役所、地域ケアプラザとの地区支援チームの会議、研修を実施します。

II 身近な地域でのつながり・支えあい活動推進事業の促進

地域住民が個別の生活課題に気づき、住民の主体的な活動により解決する力が高まっていくこと、すなわち共助の層が厚くなる仕組みづくりを住民と一緒に考え、進めていきます。

- 1 地域住民主体の見守り・支えあいの活動を支援していきます。
- 2 区社協の個別支援を地域と協働して解決していく事例を増やします。
- 3 要援護者の早期発見や問題解決に向けて、地域ケアプラザ、行政、地域住民、事業者等と連携を図ります。

III 地域における権利擁護の推進

ニーズの高まる権利擁護事業を、様々な機関や地域住民による福祉活動との連携を生かしながら進めていきます。また、市社協と協働して、横浜市市民後見人バンク登録者が後見人としてスムーズに活動できるようサポートします。

- 1 あんしんセンター利用者増に対応していくための体制づくりをします。
- 2 利用者への支援にあたっては必要な機関、地域と連携を図ります。
- 3 引き続き、横浜市市民後見人バンク登録者のサポートをしていきます。

Ⅳ 地区社協支援強化

1 1 地区社協がそれぞれの地区において、地域福祉活動を実践し、さらに地域福祉活動団体を調整・推進する中間的支援の役割を担えるように支援します。そのためにそれぞれの地区社協が事業や運営の現状及び課題を共有し、自分の地区社協に生かせる機会を持つことに力を注ぎます。

- 1 地区社協人材育成確保に向けた担い手養成を支援します。
- 2 分科会等で各地区の取組をテーマ別に報告し、自分の地区に生かせる情報共有の場づくりを推進します。
- 3 引き続き、地区社協情報交換会を行い、区社協との連携強化を進めます。

Ⅴ 区社協ボランティアセンター機能強化

日々の様々な福祉相談に対して、制度、サービス及び近隣の共助など対応は様々になっています。受ける相談を解決する選択の一つとしてボランティア活動があることを認識しながら、総合相談機能を充実させ、地域につなげるネットワーク機能を向上させます。

- 1 個別支援ニーズに対応できる受け入れ体制を強化します。
- 2 地区ボランティアセンター支援事業、移動情報センター事業、あんしんセンター事業、生活福祉資金貸付事業との連携による総合相談機能を高めます。
- 3 多様なニーズに対応できるよう様々なボランティアの養成を図ります。

I 法人運営

【財源】 会費・市社協補助金・団体負担金・預金利子

地域福祉の推進を目的とする団体としての認識を深め、地域に根ざした活動の推進を行うため、会員相互の連携を深めるよう組織運営を行います。

また、部会・分科会を中心とした「みどりのわ・ささえ愛プラン」区計画の推進についても協議します。

1 理事会・監事会・評議員会

- (1) 理事会（年5回）
- (2) 監事会（年1回）
- (3) 評議員会（年4回）

2 部会・分科会

福祉施設等分科会では、災害時連絡網(回覧板)活動を促進します。地区社協分科会ではテーマを決めた情報交換・話し合いを行います。ボランティア分科会、NPO等分科会では情報交換・研修・施設見学会を実施します。

- (1) 福祉施設等分科会（年3回）
- (2) 民生委員児童委員分科会（年2回）
- (3) 地区社会福祉協議会分科会（年6回）
- (4) 地区連合自治会分科会（年2回）
- (5) 障がい福祉当事者団体分科会（年5回）
- (6) ボランティア分科会（年10回）
- (7) NPO等分科会（年6回）
- (8) 福祉団体等分科会（年1回）
- (9) 部会

（地域福祉関係団体部会、当事者団体部会、福祉保健教育専門機関部会）

3 委員会

- (1) 緑区社会福祉大会実行委員会（年2回）
- (2) 緑区社会福祉大会顕彰委員会（年1回）
- (3) ボランティアセンター運営委員会（年2回）
- (4) 緑いきいき助成金運営委員会（年2回）

4 会員促進事業

区社協の組織拡大のため、未加入の福祉関係団体・施設等へ会員加入をすすめていきます。また、賛助会員の拡大を図るため、会員となるメリットや社協事業のPRを行っていきます。

5 実習生受入

社会福祉分野に進む大学生の実習を受け入れます。

6 苦情解決の対応

苦情解決の仕組みについてPRに努め、利用者からのご意見に迅速に対応するとともに、苦情をニーズとして受け止め、利用者の権利擁護やサービスの質の向上に努めます。また、ご意見箱を常設し、いただいたご意見を参考に、業務改善を推進します。

- (1) 迅速な苦情対応及び防止策の検討
- (2) ご意見箱の設置及び意見・回答の館内掲示
- (3) ヒヤリハットの取組推進

7 情報公開

事業報告、決算報告、監事監査報告書及び現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用して広く公開します。

8 その他の法人事務

社会福祉法の精神に則り、情報公開・個人情報保護制度の運用について、透明性の高い事業経営を進めます。

また、財務活動の透明化と経費の節減のため、社会福祉法人新会計基準に基づき、会計システムを活用しながら組織活動・財務活動の透明性を確保し、信頼ある組織運営に努めます。

II 福祉保健活動拠点運営

【財源】 区指定管理料・利用料・市社協補助金

「緑区福祉保健活動拠点」の運営を通じて、区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体に対して活動の場を提供し、住民による福祉活動の活性化を図ります。

1 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

- (1) 区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援

拠点稼働率の向上と利用団体の活動に関する相談支援を通して、区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また部屋の空き情報のタイムリーな提供、利用率の低い部屋・時間帯の活用方法の検討等により拠点の利用促進を図ります。

(2) 利用者アンケートの実施

アンケートの結果を取り入れ、利用者に使いやすい拠点運営を行います。

(3) 利用調整会議の開催

利用調整会議を開催し、拠点利用団体間の交流を図ります。(年2回)

(4) ご意見箱を設置・活用

いただいたご意見には迅速に対応し、改善方法を毎月の会議で検討し、館内掲示します。

(5) 施設の維持管理

老朽化した備品や設備の入替を行います。

Ⅲ 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進【重点】

【財源】 会費・市社協補助金・年末たすけあい配分金

「地区別計画」と「区計画」を柱とする第2期「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進に、区役所と協働事務局で取り組み、地域ケアプラザをはじめとする関係機関と協働で計画を推進していきます。今年度は第2期計画推進の最終年度にあたり、第2期計画の振り返りを行いながら、第3期計画策定を行います。

1 みどりのわ・ささえ愛プラン事務局としての取組（区と協働事務局）

(1) みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会の開催

第2期計画の進行管理と評価、計画実践の支援、及び第3期計画策定について協議する推進策定委員会を開催します。

(2) みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進策定委員会の支援

以下の4点を目的に開催される地区別計画推進策定委員会を支援します。

- ①地区別計画を推進するため、地域課題の解決に向けた取組を行うこと
- ②地域福祉保健の推進に係る各種の情報交換・意見交換を行うこと
- ③地区別計画の目標に向けた地域の取組の推進状況の把握を行うこと
- ④第3期計画策定に向けた検討を行うこと

(3) 地区支援チームへの支援

(支援チーム会議、研修の実施、拡大支援チーム会議の開催、地区概況シートの更新)

「みどりのわ・ささえ愛プラン」の地区における取り組みを地域住民が主体となって推進していけるよう支援するために、地区支援チームを月例で開催します。地区支援チームは、区役所・区社協・地域ケアプラザ等の職員から構成され、11地区連合自治会・地区社協単位ごとに組織し、チームで連携して地区支援にあたります。また、職員の地域支援のスキルアップとチームメンバー間の連携強化を図るため、研修及び拡大支援チーム会議を開催します。

(4) 地域ケアプラザ等との連携

①地区別計画推進事業（地区別計画推進費）の実施

地域ケアプラザ等に対して、区役所と協働して地区別計画推進費を活用し、地域ケアプラザ等に地区支援チームの中でも重要な役割を担ってもらうとともに、それを十分に支援できる体制を区役所と進めます。

②所長会への参加（年12回）

地域ケアプラザ所長会に参加し、区社協事業への協力依頼や「みどりのわ・ささえ愛プラン」に関する情報交換を行い、相互に連携を深めます。

③コーディネーター連絡会の開催（年12回）及びコーディネーター研修の実施

地域ケアプラザや区役所との連携を深めるとともに、地区域及び区域における情報の交換と共有を図るため、コーディネーター連絡会を月例で実施します。また、身近な地域での福祉保健活動の活性化を目指し、みどりのわ・ささえ愛プランの各地区計画への支援についての情報共有、地域課題の共有や協議を行うとともに、コーディネーターの共通課題のための研修や勉強会を実施します。

(5) 緑区社会福祉大会における啓発活動の実施

各地区別計画の更なる推進のきっかけとなるよう、緑区社会福祉大会において、各地区の推進状況のパネル展示や活動事例発表を行います。

2 地区社協支援を通じての地区別計画の推進

地域福祉講座補助金や地区ボランティアセンターへの支援等を通じて、地区社協の行う様々な事業を支援することで、地区社協事業による地区別計画の推進を支援します。

Ⅳ 身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進【重点】

【財源】会費・市補助金・市社協補助金・年末たすけあい配分金

身近な地域や近隣での見守りやたすけあいなどの福祉活動を促進し、住民同士のゆるやかな「つながり」による生活課題の早期発見・予防・解決の仕組みづくりを進めます。推進にあたっては、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の地区別計画との関わりを考えながら行います。また、日常生活圏域でのたすけあいを進めるため、地域住民の一番身近な福祉の相談機関である地域ケアプラザや身近な福祉活動を推進する団体である地区社会福祉協議会と連携して、地区のニーズと特性を重視しながら行います。

1 身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進

(1) 地域ケアプラザ・地域包括支援センターとの連携による推進

身近な福祉に関する相談機関、地域福祉の拠点として位置づけられている地域ケアプラザや地域包括支援センターと連携して、個別課題を把握し、地域課題として地域関係者と共有し、協働して課題解決を図ります。

(2) 区社協事業の相談支援を通じた推進

あんしんセンター事業、移動情報センター事業、生活福祉資金貸付事業等、区社協事業における個別ケースの相談支援について、ボランティアセンターや地域関係者と連携し、ボランティアや近隣住民など身近な地域での見守り・たすけあい等の支援につなぎます。

2 地域の見守りネットワーク構築支援事業の実施

平成26年度より始まった霧が丘地区、長津田地区での取り組みについて、今年度も引き続き実施します。実施にあたっては、「みどりのわ・ささえ愛プラン」地区別計画の取り組みに位置づけ、地区支援チームとして地域関係者と協働して事業の推進を図ります。

3 地区社協支援事業関連【重点】

(1) 地区社会福祉協議会への活動支援

①地区社協の活動支援、状況把握、相談対応のための地区担当による小地域福祉活動支援の強化を図り、地域での問題解決力の向上を図ります。

・地区担当が、各地区の支援目標・計画を立て、その計画を事務局全体でも検討・共有します。

- ・各地区の支援目標・計画について地区支援記録により進捗を確認するとともに、記録を元に事例の検討を行います。
- ②対象事業に対応した活動運営費の交付、及び昨年度の年末たすけあい募金を原資とした事業費の配分を行います（11地区）。
- ③地区社協活動の周知のために、本会ホームページに地区社協データを掲載し、更新を行います。

（2）地域福祉講座補助金

地域の人材育成や福祉保健意識の啓発、地区社協の運営に係る方々のスキルアップと組織理解の増進のために、地区社協が実施し、区社協地区担当が地区に出向いて支援する研修会等について助成します。（5地区）

（3）地区ボランティアセンターへの支援

- ①地区単位でのボランティアセンターの運営について継続して支援するとともに、区ボランティアセンターとの連携を図っていきます。
- ②ボランティアコーディネーター間での情報交換が可能となるよう地区ボランティアセンター連絡会を開催します。
- ③これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地区への相談に対応します。

（4）情報交換会の実施

区社協との連携強化を目指すため、地区社協情報交換会を実施します（5地区開催予定）。区社協から地区の福祉ニーズについて情報を提供するとともに、地区社協の運営や事業に関するビジョンを聞きながら必要な支援や連携について考えていきます。

V ボランティア活動の推進・支援

**【財源】 会費・市社協補助金・区指定管理料・参加費・
年末たすけあい配分金・寄附金・預金利子**

ますます必要になっていく地域での支えあいに対応するために、幅広い地域福祉活動の人材の発掘・育成を行います。

1 ボランティアセンター事業 【重点】

福祉保健活動拠点のボランティアセンターの機能を強化するため、ボランティアニーズを登録ボランティアに向けて情報発信するとともに、新たな人材発掘のために各種ボランティア育成事業に取り組みます。

また、地区社協で展開されている地区ボランティアセンター事業や地域ケアプラザの地域活動交流部門と連携して、地域における活動支援に努めます。

(1) ボランティア情報の発信

① ボランティア情報紙の発行・タウンニュースへの掲載

情報紙の発行（年2回）、タウンニュースへの情報掲載（年12回）により、ボランティア情報を発信します。

② ホームページでのボランティア情報提供

本会ホームページにボランティア情報を掲載し、タイムリーな情報の提供を行います。

③ メールマガジンによるボランティア情報提供

ボランティアセンター登録者に対し、ボランティア情報の提供や各種講座の周知を目的に、毎月1回メールマガジンを配信します。内容の見直しを図り、利用者の増加を目指します。

(2) ボランティア相談事業の強化

① 個別支援ニーズに対応できる体制強化

地域ケアプラザをはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通して、ボランティアによる個別支援ニーズの掘り起こしを行と共に、対応できるボランティアの育成を行います。

② 区社協各事業や地区ボランティアセンターと連携した総合相談機能強化

移動情報センター事業やあんしんセンター事業等の区社協事業や、地区ボランティアセンターと連携し、ボランティア派遣の相談にとどまらない幅広い相談対応を実施します。

③ 趣味やライフスタイルを活かしたボランティア活動の推進

地域ケアプラザ、地区センター、市民活動支援センター等と連携し、趣味活動等を行う団体に対して、活動内容を活かしたボランティア活動の紹介を行う等、福祉分野のボランティア活動を担ってもらえる人を増やします。

(3) 幅広いボランティアの育成

地域で必要とされているボランティア、各相談窓口から求められるボランティアの養成を図ります。

① ボランティアサロンの開催（生活支援ボランティア養成講座）

ボランティアセンター登録ボランティアやボランティアに関心のある方への情報提供・交流の場として「ボランティアサロン」を定期的で開催します。また、一人暮らし高齢者や障がい者の日々のちょっとした困りごとに対応できるボランティア育成のための場として、傾聴や草とり・大掃除などの生活支援技術講座をあわせて開催します。

② 障がい児余暇支援入門講座

障がい児余暇支援の担い手拡充及び参加者の増加を目指します。

③ 手話入門講座

手話を学びたい区民への学習機会の提供と、手話サークル活動の支援を目的に開催します。

④ ボランティア交流会

登録ボランティアの支援と活動の発展を目的に開催します。

(4) 地区ボランティアセンター等への支援

① ボランティアコーディネーター研修

ボランティアコーディネーターのコーディネートスキル習得と向上を目的として実施します。

② 地区ボランティアセンター連絡会（再掲Ⅳ－３－（３））

各地区のボランティアコーディネーター間での情報交換が可能となるような関係づくり、これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地域の支援を目的として開催します。

(5) ボランティアグループ活動支援・助成

福祉保健活動拠点としてボランティア活動できる場所を提供し活動の振興を図るとともに、ボランティアグループからの活動に関わる様々な相談に応じます。

(6) ボランティア分科会の開催（再掲Ⅰ－２－（６））

2 善意銀行の運営

区民の皆さまからご寄付いただいた金品をボランティアセンター運営委員会の審議を経て、地域福祉推進のため適切に配分します。また、善意銀行への預託者が増えるようPRをしていきます。

(1) 寄付の受入と配分

区域・地区域で小規模な活動をしている団体等を中心に配分し、活動を支援します。

(2) 「寄付文化の醸成」への取組・預託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表し、配分結果についても広報する機会を設け、寄付文化の醸成を目指していきます。

Ⅵ 福祉啓発・福祉教育の推進・支援

【財源】会費・市社協補助金・区指定管理料・参加費・
年末たすけあい配分金

子どもや若い世代も含めた幅広い地域住民の福祉意識、支えあい意識を醸成するために、福祉啓発事業ならびに地域活動者や障がいのある当事者等の協力による福祉教育事業を実施します。

1 広報啓発事業

(1) 啓発事業

福祉への理解を深めるため啓発事業を実施します。

①緑区社会福祉大会の開催

緑区において社会福祉に功労のあった方又は社会福祉活動に協力援助された個人又は団体に対する顕彰を行います。あわせて地域の福祉保健活動の推進のために、みどりのわ・ささえ愛プランの地区の取組の発表を行います。

②緑区民まつりへの参加

区内の地域ケアプラザと地域包括支援センターと協働し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センターのPRを行います。

③「ハーモニーみどりふれあいまつり」の共催実施

ハーモニーみどり内の施設で協力して、「ハーモニーみどりふれあいまつり」を実施します。

(2) 広報紙の発行

社協だより「みどり」を年2回発行し、身近な福祉活動の取組や福祉保健情報を区民に発信します。

(3) ホームページ

社協事業やボランティア情報などタイムリーな福祉情報の提供を図ります。

2 福祉教育事業

地域ケアプラザと情報を共有し、区内小・中学校の福祉教育の実態を分析すると共に、地域性に応じた福祉テーマを内容とした福祉教育を提案していきます。

(1) 学校や地域、企業からの相談・コーディネート・機材貸出・講師派遣

学校や地域、企業で実施する福祉教育・啓発に関して、相談対応や体験学習での講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等を行います。

(2) 教員を対象とした福祉研修（市社協と18区社協共催）

福祉教育をどのように進めていくかをともに考え、実際に学校で福祉教育に取り組むためのより効果的な工夫を提案します。

(3) 福祉教育実践校への助成

区内学校が福祉教育を行う際、生じる講師謝金やその他経費について助成します。

(4) 緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の学校・地域等への出張研修の支援

学校からの幅広い福祉教育ニーズに対応できるよう、メンバーの増強を図ります。

Ⅶ 福祉ニーズのある方への支援

【財源】会費・市社協補助金・市社協委託料・県社協委託料・市委託料・
区補助金・利用料・参加費・寄附金・共同募金・
年末たすけあい配分金・国際障がい者年基金・福祉事業基金果実

各種事業を通して、福祉ニーズのある方への支援を行います。また実施にあたっては関係機関や地域と連携し、身近な地域・近隣での見守りや支えあい等、地域福祉推進に展開されるよう取り組みます。

1 障がい福祉関係事業の実施

(1) 学齢障がい児余暇支援事業の実施

夏休みの学齢障がい児余暇支援事業について、学校等と協力し実施します。

(2) みどり障がい児者支援ネットワーク（仮称）（旧：学齢障がい児の余暇を考える会）の実施

地域活動ホーム、福祉施設、学校、地域ケアプラザ、NPO 団体や家族の情報交換および情報発信の有益な場となるよう、必要な支援を行います。

(3) 障がい青年学級を実施するボランティアグループ「みつばち」の支援

作業所等に勤務する障がいのある青年層に対して余暇支援を行うボランティアグループを地域ケアプラザと連携して支援します。

障がいのある青年層の余暇支援を長期的に継続していくことを前提に、ボランティア中心で実施できるよう支援していきます。

(4) 障がい児・者支援に関わるボランティアの養成

ボランティア講座や教育機関への周知等を介してボランティアを拡充します。地域で障がいのある方を支えるボランティアを養成します。

(5) 障がいの理解・啓発の促進

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、障がいの理解や啓発に関する講座等を実施します。

(6) 自立支援協議会との連携

支援者同士の顔の見える関係と社会資源の充実を目指している協議会に参加、協力していく中で、本会障がい児者支援事業との連携を進めます。

2 児童福祉関係事業

(1) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催

緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」、区役所と共催で、区内の子育て支援団体や関係機関と連携を図り、区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークづくりを支援します。

- (2) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加
緑区役所で実施する児童虐待防止を目的として連絡会等に参加し、関係機関等と顔の見える関係を築くとともに、情報や課題の共有を図っていきます。
- (3) 交通遺児支援（見舞金、激励金の交付）
交通遺児に見舞金や激励金を交付します。

3 高齢者福祉関係事業

- (1) 敬老月間の高齢者福祉施設訪問（年1回）
- (2) 高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地区リハビリ団体等への助成を通じた地域での支えあい支援
- (3) 地域における認知症サポーター養成講座開催の支援

4 権利擁護事業・市民後見人活動支援事業 【重点】

- (1) あんしんセンター事業の実施
 - ① 高齢者・障がい者の金銭管理や預金通帳など財産関係書類等の預かりサービスを中心とした日常生活支援を提供します。支援にあたっては、区役所、地域ケアプラザ、障がい者後見的支援室「みどりのこかげ」、自立生活アシスタント事業実施機関等の関係機関や地域関係者と連携を図ります。
 - ② 地域ケアプラザ等、福祉関係機関との連携により、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談に対応します。
 - ③ 利用促進のため、地域、施設等へ出張し、事業説明を行います。
 - ④ 必要に応じ、成年後見制度の利用の支援をする等、適切に次の支援へと繋いでいきます。
 - ⑤ 契約者の増加や困難ケースの対応について、より一層のサービスの質の向上を図るため、内部での共有体制やカンファレンスのあり方の充実を図ります。
- (2) 市民後見人活動支援
横浜市市民後見人バンク登録者への継続した支援を、市あんしんセンター、区役所、CP、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等）等と協力して行います。
 - ① 身近な相談先として、助言・情報提供を通じ受任時の円滑な活動を支援していきます。
 - ② 受任した市民後見人に対して、地域支援者との連携支援や、区社協事業、インフォーマルサービスの情報提供を行います。
 - ③ 市民後見人自主グループへの活動支援を行います。
 - ④ サポートネット分科会の企画・実施を行い、受任までのモチベーションの維持・スキルアップの環境の充実を図ります。

5 送迎・外出支援サービス事業

送迎サービス事業および横浜市外出支援サービス事業を実施します。肢体不自由児移送サービスおよび知的障がい児移送サービスについては今後のサービス継続について引き続き検討していきます。

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(2) 地域移送サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障がいのある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(3) 肢体不自由児移送サービスの実施

医療的ケアがない学齢肢体不自由児について、付添者がいなくても利用できる送迎サービスを実施します。

(4) 知的障がい児移送サービスの実施

区内在住の知的障がい児を対象に、付添者がいなくても利用できる送迎サービスを実施します。

(5) 送迎・外出支援サービス事業の見直し

送迎サービスおよび外出支援サービスの財源上の課題を踏まえて、送迎サービスの見直しを図ります。

6 移動情報センター事業

横浜市からの委託により、障がい児・者等の社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、移動に支援を必要とする障がい児・者等の相談に対応するとともに、付き添いボランティア等の移動支援の担い手の発掘・育成を行う移動情報センターの運営を行います。

(1) 相談窓口の運営

移動に支援を必要とする障がい者等に対し、移動支援に関する相談への対応や情報提供、福祉サービス事業者の紹介を行います。また、相談対応にあたっては、ボランティアセンター、近隣区社協・他区の移動情報センター、学校その他の関係機関との連携を図ります。

(2) 困難ケースに関しては、学校、区役所、近隣ボランティア等とケースカンファレンスを開き、「移動」支援から「生活」支援に結びつけるコーディネートを行っていきます。

(3) 個別支援級、養護学校を訪問し、事業を説明していく事で潜在しているニーズの掘り起しを行います。

(4) 移動情報センター推進会議の開催（年5回）

移動情報センターの運営について、情報共有や協議及び連携を図ります。

(5) 移動支援事業者連絡会の開催（年2回）

相談対応のための情報収集や事業者との情報交換を目的に、移動支援事業者の連絡会を開催します。

(6) 移動支援の担い手発掘や育成の強化

社会資源の活用や地域支援体制の構築等を進めるため、付添いボランティア養成等の研修や講座を開催します（年2回）。また、ガイドボランティア事務取扱団体への登録を行い（年内）、新たな担い手の育成や身近な地域でのボランティアコーディネートを促進します。

7 災害援護事業

災害時における緑区災害ボランティアセンターの設置及び運営に向けて、平常時の準備として、災害ボランティアコーディネーターの養成及び組織化に向けての取組を区と協力して進めます。

(1) 災害ボランティアコーディネーターの養成

①新たに災害ボランティアコーディネーターに登録してもらう方を増やすための養成講座を開催します。

②すでに災害ボランティアコーディネーターに登録している方を対象にフォローアップ訓練や勉強会等、スキルアップの機会を充実します。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの組織化に向けての取組

災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者を対象に、組織化に向けたサポートを行います。

(3) 災害時における緑区災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、平常時の体制整備

区と協議し作成した「緑区災害ボランティアセンター運営マニュアル」を見直し、災害時における緑区災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて平常時からの体制整備を進めます。

(4) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

8 生活困窮者対策

援護を必要とする世帯を対象に次の事業を実施します。

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

①民生委員児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付長期滞納者への対応を進めていきます。

②教育支援資金に関する相談世帯への支援策を検討、実施します。

(2) 総合支援資金貸付事業の実施

生活困窮者自立支援事業に位置付けられた自立支援相談の利用者等を対象とし、区や関係機関と連携して生活の立て直しや経済的自立の支援を行います。

(3) 区生活支援課の実施する学習支援事業への協力

①区生活支援課と共催で学習支援ボランティア養成講座を実施します。

②区内の学習支援ボランティア団体同士のつながりづくりや活動の支援を行います。

VIII 共同募金配分金助成事業

【財源】 市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・
国際障がい者年基金

地域の皆さんから寄せられた募金が地域の福祉活動に有効に使われるように配分します。

1 赤い羽根共同募金の配分 「緑いきいき助成金」

赤い羽根共同募金を財源とする各種福祉団体への助成金について、その配分の透明性を高めるため、よこはまふれあい助成金と統合し、「緑いきいき助成金」として運営委員会で配分を決定して助成します。

2 年末たすけあい募金配分

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、高齢者食事サービス団体や地域リハビリ活動団体等に配分を行い、地域での支えあいを進めます。

また、「年末たすけあい要援護者支援事業配分」を行い、地域の状況に応じた、援護が必要な高齢者等への支援を進めます。

IX 各種福祉団体の運営

【財源】 各団体による

1 各種福祉団体の運営

各種福祉団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

(1) 神奈川県共同募金会緑区支会

(2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会

(3) 緑区保護観察協会

(4) 緑区“社会を明るくする運動”推進委員会

(5) 緑保護司会

(6) 緑区更生保護女性会

(7) 緑区戦没者遺族会

(8) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部